

## 福島駅前通り景観まちづくり協定ってなんですか？

**質問1**：協定って法的なものですか？

答え1：今回の皆様とつくる「福島駅前通り景観まちづくり協定」は、地域の方々にルールづくりをし、そのもとで自主的に「景観に配慮したまちづくり」を行っていくものです。

よって、国の法律や市の条例による規則的なものではありません。

福島市では景観条例の中において、住民の方による自主的な景観形成を行う協定を認定する制度があり、その条例のもと認定し支援を行っています。

**質問2**：誰でも参加できるの？

答え2：みんなでまちづくりを行うものですので、協定範囲内の方は誰でも参加できます。

**質問3**：どんなまちづくりを行うの？

答え3：「福島駅前通り景観まちづくり協定」では、景観形成やおもてなしによる商業環境の改善を図っていきたいと考えています。

1つ目には、「古さと懐かしさのなかにも洗練された意匠が感じられるレトロモダンな香り」が福島駅前通りに感じられるよう落ち着いた色彩とレンガ基調のアクセントモチーフに彩られ、物語性を持った通りにし魅力を創出していきます。

2つ目は、お客様へのおもてなしの心を持って、お客様とふれあいできる休憩施設（お休み処、ベンチ等）や調和したオーニングテントなどの設置、そして商店街を魅力的にするショーウィンドーや看板等に工夫を凝らしていきます。

3つ目は、駅前通りの美化活動や除雪活動などにより、良好な商業環境を持つ商店街を、お互い協力しあってつくっていきます。

**質問 4 : 協定って期間を設定するの？**

答え 4 : 福島駅前通り景観まちづくり協定は、10 年をひとつの期間と考え、みんなでまちづくりしていきたいと考えています。

**質問 5 : 協定ってどの範囲なの？**

答え 5 : 福島駅前通り景観まちづくり協定のパンフレットをご覧ください。その中に、協定区域を赤で囲む範囲で記載しております。

**質問 6 : いつでも参加できるの？**

答え 6 : はい、いつでも参加できます。お待ちしております。

**質問 7 : 協定締結者には、外観を整備する際に支援があると聞いたが？**

答え 7 : ございます。

福島駅前通り商店街振興組合が主体となって、まちづくりを行いますので、本組合に加入頂き、併せて協定に締結頂いた建物所有者の方に対し、駅前通りに面する外観の整備に対し、平成30年度まで福島市より支援があります。

**質問 8 : テナントでは、外観整備できないの？**

答え 8 : テナント様が建物の外観を直す際には、建物所有者の承諾を得て頂く必要がございます。併せて本組合への加入、協定の締結は必要となります。

**質問 9 : 会社の組織において営業部門と不動産部門が分かれている場合には、両方の部門とも組合への加入、協定への締結が必要なの？**

答え 9 : 同一の企業グループである場合は、いずれかの部門において、当組合への加入、本協定の締結をして頂ければ問題ありません。

**質問 10：支援を受けたい場合はどこに相談すればいいの？**

答え 10：整備の相談を当振興組合に申し出てください。当組合と福島市において、相談をいつでも受け付けます。

パンフレットに問い合わせ窓口の連絡先を記載しております。

**質問 11：外観の整備ってすぐに出来るの？**

答え 11：現在、駅前通りの道路工事、アーケードの撤去工事を行っています。アーケード撤去時には、建物から除却した部分の仮の補修を行いますが、すぐにでも外観の整備を行いたい方は、当組合にお申し出ください。ただし、支援については本協定の発効後となり、現在、本協定は平成29年4月の発効を目指しております。

パンフレットに、ファサード（外観）整備の流れを記載しておりますが、整備にはある程度の期間を要しますので事前にご相談ください。

以上の質疑応答は、これまで開催してきました説明会等で出たものをまとめたものです。

このほかにも、いろいろご質問あるかと思えます。

お気軽に以下の連絡先まで問い合わせください。

●景観まちづくり協定、外観整備について

福島市都市政策部 市街地整備課再開係

TEL 024-525-3763